

# 銀行取引に係る債権法に関する研究会報告書について

## 1. 銀行取引に係る債権法に関する研究会について

### (1) 目的

- ・ 平成 18 年度以降、債権法制見直しの議論が本格化することに備え、外部有識者と銀行法務担当者による研究会を組成し、同法制見直しにあたっての銀行取引に係る問題点の洗出しや論点整理等を行い、特に実務上関心の高い事項について研究を行い成果をとりまとめることを目的とする。

### (2) 構成メンバー

- ・ 当協会業務委員会下部の銀行法務検討部会委員(各銀行法務部担当者)を中心メンバーとして検討。
- ・ 法律学・法律実務の観点から専門的知見を得るため、銀行取引や民法に詳しい 2 人の法律学者、1 人の弁護士も外部委員として議論に参加。
- ・ 事務局は、全銀協業務部。

### (3) 検討期間

- ・ 平成 18 年 6 月から平成 19 年 3 月までで、計 8 回の会合を開催。

### (4) 検討の進め方

- ・ 債権法が非常に広範な領域をカバーしていることから、研究会委員から銀行取引上の強い関心事項として指摘のあった 5 つのテーマについて、検討(「詐害行為取消権」、「保証」、「債権譲渡」、「相殺」、「委任」に係る各論点)。
- ・ 検討にあたっては、メンバーの意見を調整することはせずに、研究会としての統一的な見解を示すことはしない、ということを前提。

## 2. 銀行取引に係る債権法に関する研究会報告書の概要

### (1) 本報告書の位置付け

- ・ 全国銀行協会としての意見を表明するものではなく、研究会報告書として、中立的な立場で、指摘された様々な意見等を両論併記的に記載し、将来の検

討の参考資料として利用されることを目的としたものである。

- ・ 各メンバーの債権法見直しに関する見解を示すものではなく、また各メンバーの見解を拘束するものではない。

(2) 本報告書の主な内容

- ・ 検討対象とした以下 5 つの論点について、それぞれ記述。

詐害行為取消権

銀行の債権保全においては重要な制度である。研究会では、積極的に債権保全の手段としての活用場面と、債権保全上の障害となり得る場合の両面から検討を行い、近時の破産法改正における否認権の見直しにおける詐害行為の取扱いも含めて、検討を行った。

保証

平成 17 年に、個人保証に関する民法の重要な改正が行われたことを踏まえ、保証制度の意義を再検討し、改正の意味を掘り下げ、また、改正法について実務上問題となっている事項など、理論と実務の両面から詳細な検討を行った。

債権譲渡

債権流動化、証券化などの最近の金融取引なども参考に、債権譲渡の現代的課題を中心に検討を行った。

相殺

従来、判例などで蓄積された相殺権の取扱いについて、再検討を行うとともに、近時の相殺権行使で問題となった事例や、さらには決済制度におけるネットィングの問題など幅広な検討を行った。

委任

銀行取引には為替取引などを中心に委任規定により律せられる取引が多くあることを踏まえ、受任者の注意義務などの問題について、検討を行った。

以 上